

16 大学の社会的責任(USR)に関する事項

1) 内部監査制度

内部監査は各部署が所管する予算が法令及び学内の規程等に準拠し、かつ予算計上目的に照応して執行されているかを点検し、本学の経営管理の適正化とその向上に資することを目的としている。内部監査には、毎会計年度に行う「定期監査」と学長の指示に基づいて随時行う「臨時監査」の2種がある。

◆定期監査の実施

2008年度は内部監査計画承認書に基づき、2006年度及び2007度の予算執行に係る抽出監査とし、以下の分野の業務について監査を行なった。

- ① 教学関係部署（学部等）にかかる予算執行全体監査。
- ② 「科学研究費補助金」に係る業務監査。

上記項目別に報告書をまとめ学長に提出した。今後は学長の指揮のもと改善が図られることとなる。

◆臨時監査の実施

学長の指示のもと、1) 1億円以上の契約を結ぶとき、2) 2000万円以上の随意契約を結ぶときの2点で決裁前臨時監査を実施した。12件（3月13日現在）を逐一報告書にまとめ学長に提出し、学長の指揮のもと必要に応じて改善が図られた。

2) 事業評価制度

2000年度から導入した事業評価システムは、事業の成果を検証・評価すると同時に、事業の選択・重点化・再構築（スクラップ・アンド・ビルド）を目的としており、個々の事業の妥当性などを検証することにより、その結果を翌年度以降の予算編成に反映させることで、限られた財源の有効かつ効果的な配分の実現を目指している。

2008年度においては第2回予決算会（2008.7.3）、第3回予決算会（2008.11.6）等にてのべ248事業を対象に事業評価を実施した。本事業評価において、事業改善が必要とされた事業（①の「改善」、②の「C」、③の「2」）は、のべ6事業となった。これに対し、当該事業担当部署に改善計画の策定・報告を求め、その報告内容を部局長会で審議し事業の改善に努めるよう促した。

回	対 象	評 価
第1回	① ○前年度の事業評価で「評価保留」となった事業 ○前年度期中(補正等)に起こった新たな事業 ○特に事業評価を必要とする事業	継 続：39事業 終 了：35事業 改 善：4事業 評価保留：4事業
	② ○前年度決算にて予決算差異が1,000万円以上、または執行率が60%以下となった事業 ○収入科目で予決算差異が1,000万円以上、または執行率が60%以下となった事業	A : 2事業 B : 32事業 C : 1事業
	③ ○補正予算額が当初予算額と比べて40%以上増加した事業 ○補正予算額が当初予算額と比べて40%以上減少した事業	1 : 20事業 2 : 0事業

第2回	① ○当該年度の新規事業 ○年次計画で進行中の大型事業 ○部局長会・予決算会等で今後の検討課題となった事業	継続：11事業 終了：22事業 改善：1事業 廃止/中止：5事業 評価保留：57事業
-----	---	--

対象	評価の種類	
①	継続	事業を継続する
	終了	事業の終了
	評価保留	事業実施中に伴う評価の保留
	改善	事業継続にあたって事業内容や実施方法等改善が必要
	廃止/中止	事業の廃止または中止（その中には一時的に休止するものも含む）
②	A	当初目的の事業が推進された上で、業者間の価格競争を伴う契約等により経費削減施策が実施されたと判断されるもの
	B	予算額の見込み違い（予算修正が補正予算締切に間に合わなかったものを含む）、または妥当性のある理由を伴う事業の先送り、もしくは中止によるもので、執行残が大学運営に及ぼす影響はないと判断されるもの
	C	予算執行残の原因となった事業の未執行が、教育研究活動を中心とした諸活動に影響を及ぼすと判断されるもの
③	1	事業実施の結果から当初事業予算の補正が妥当であったと判断されるもの
	2	事業実施の結果から当初事業予算の補正が妥当であったと判断できないもの

3) 法令遵守の取り組み

高い公共性・社会性を有する大学として、倫理及び社会通念に見合った大学運営を行うため、法令を遵守し、継続的に規程整備及び研修に努めている。

◆規程等の整備

2008年度において、不正等に対して厳格に対処し、かつ公正な手続きを担保するために、職員の懲戒手続きを明文化した「職員懲戒手続規程」を制定した。あわせて、懲戒事由を明確化し、懲戒の種類等について見直すことを主旨とした就業規則等の改正を行った。

◆研修の実施

人権啓発に関する研修等を毎年度実施している。また、2007年度まではセクシュアル・ハラスメント防止のための研修を行ってきたが、「ハラスメントの防止等に関する規程」の制定に伴い、2008年度は内容をハラスメント全般に発展させた研修を実施した。

4) 情報公開の取り組み

本学が高等教育機関として社会的な使命を果たすためには、大学が有する様々な情報を、学生や保護者、卒業生等のステークホルダーに対して情報公開し、説明責任を果たすことが求められる。このことから、本学は自らに課せられた使命を十分に自覚し、その社会的責任を果たすために、2008年度において、次のような観点から情報公開に取り組んだ。

◆社会的責任の履行（USR）

本学は、学校法人として、また、高等教育機関として、公教育を担う立場から、本学が展開する教育・研究活動の成果を社会に還元すべく、地域参画型の教育プログラムの展開や産学公連携事業、生涯学習事業、ボランティア活動事業など、様々な活動に取り組んでいる。これらの活動をステークホルダーにわかりやすく伝え、このことによって社会的責任を履行すべく、情報公開に取り組んだ。

◆内部情報の積極的公開（ディスクロージャー）と説明責任の履行（アカウンタビリティ）

本学は、学生からの学費収入や政府からの補助金などを主な収入源に、教育・研究活動に取り組んでいる。こうした学費負担者や政府などに対して、経費の使途を明確にするとともに、透明性の高い大学経営に取り組んでいる姿勢を社会に示す必要がある。このため、各種広報物や本学 Web サイト上で、大学の様々な取り組みや財務状況等を公開するとともに、実施予定事業の概要や予算使途、決算情報に関する要点説明など、内部情報の公開に積極的に取り組んだ。また、マスコミ各社へプレスリリースを積極的におこない、重要な案件については記者会見を開催するなど、大学の情報を幅広く社会に発信し、説明責任を履行した。

◆法令の遵守（コンプライアンス）

私立学校法をはじめとした各種法令の取り決めに基づいて、法人理事会の責任のもと、「事業計画書」、「事業報告書」、「財務諸表」を作成し、所定の部局に備え付けるとともに、学内外の本学関係者にこれを配布し、合わせて本学 Web サイト上でも公開するなど、「法令遵守」の観点から、情報公開に取り組んだ。

5) 個人情報保護の取り組み

個人情報の利用が著しく拡大していく社会的背景の中、企業や大学において個人情報が漏洩する事件・事故が後を絶たず、学生、保護者、卒業生等、多くの個人情報を有する大学として、個人情報の保護は重要な責務であると認識している。

本学では、2002年に「個人情報の保護に関する規程」及び「個人情報の保護に関する細則」を制定して運用に取り組んできた。

また、2005年4月からの個人情報保護法の全面施行に伴い、「個人情報保護の基本方針」を新たに策定し、大学ホームページで広く公表するとともに、この方針に基づいて、本学に関わる全ての個人情報の適正取得・適正利用・安全管理の徹底、及び相談窓口の設置等の取り組みを行っている。2007年には、万が一個人情報の漏洩が発生した場合など、危機発生時の危機管理について定めた「危機管理規程」を制定した。

2008年においては個人情報の管理や諸問題に対する体制を精査し、継続的な改善・整備に努めた。

6) 環境への取り組み

本学は「エネルギーの使用の合理化に関する法律（省エネ法）」において、大宮キャンパスを除く深草及び瀬田キャンパスが、「第二種エネルギー管理指定工場」に指定されている。本学はこれにより、エネルギー消費原単位の年平均 1%以上の低減を図る努力義務があり、「地球温暖化対策推進委員会」（2008年10月に省エネルギー推進委員会を発展的に解消）のもと取り組みを行ってきた。

◆省エネルギー推進に留まらない環境への取り組み

エネルギー使用量（電気・水道・ガス）の削減のほか、廃棄物の発生の抑制・再利用等に取り組む範囲を拡大し、2009年度以降に繋がる環境への取組を開始した。

◆施設・設備における省エネルギー推進

既存施設の点検・改修を行うとともに、2009 年度以降の具体的な省エネ改修計画の策定に向け調査・検討を進めた。